

平成26年度新たな横浜市指定文化財について

横浜市では、横浜市指定文化財として「木造観音菩薩立像」などの4件を、登録地域文化財として「旗本能見松平家の墓所」の1件を決定しました。なお、今回の指定・登録により、横浜市指定文化財は156件、登録地域文化財は93件となります。

☆11月5日（水）の告示をもって正式に指定・登録されます☆

	指定/登録	種別	名称及び員数	所在区
①	指定	有形文化財（彫刻）	木造観音菩薩立像	港南区
②		有形文化財（書跡・典籍）	曼荼羅本尊 日祐筆	金沢区
③		有形文化財（歴史資料）	板曼荼羅 日祐筆	金沢区
④		無形民俗文化財	鶴見川流域の廻り地蔵【追加指定】	都筑区
⑤	登録	地域史跡	旗本能見松平家の墓所	泉区

① 木造観音菩薩立像



② 曼荼羅本尊 日祐筆



③ 板曼荼羅 日祐筆



④ 鶴見川流域の廻り地蔵



⑤ 旗本能見松平家の墓所



※写真はデジタルデータの提供が可能です。お問合せ先まで御連絡ください。

裏面あり

平成 26 年度 新指定文化財概要

☆指定文化財は文化財保護審議会で「国・県指定文化財以外の文化財のうち横浜の歴史、文化または自然を理解する上で重要なもの」と判断されたものです。

1 木造観音菩薩立像 1 軀（彫刻） ≪平安時代後期≫

所有者：宗教法人 光明寺 所在地：港南区日野七丁目 19 番 19 号

宝冠に化仏（けぶつ）をあらわした観音菩薩像である。穏やかな表情、丸みを帯びた肩や控えめな肉取り、浅い衣文（えもん）の彫法などに平安時代後期の特色がうかがわれるが、全容をカツラの一材から彫り出し、内刳（うちぐ）りもほどこさない一木造りの構造は当時としては古様である。像容の改変も少なく、本市の美術史上、文化史上に貴重な遺品である。

2 曼荼羅本尊 日祐筆 1 幅（書跡・典籍） ≪南北朝時代 康安元年（1361）≫

所有者：宗教法人 上行寺 所在地：金沢区六浦二丁目 2 番 12 号

日蓮宗寺院で広く用いられる曼荼羅本尊は、宗祖日蓮が、法華経を本尊とする独自の教義に基づく礼拝対象を、文字曼荼羅の形式で書き表したものを原型とする。髭題目（ひげだいもく）と呼ばれる特徴的な書法の題目を中心にして、周囲に法華経を守護する仏神や、歴代の先師を勧請する。本品は六浦上行寺に伝わる最古の曼荼羅本尊であり、南北朝時代以降の地域の歴史を考える上で重要な文化財である。

3 板曼荼羅 日祐筆 1 面（歴史資料） ≪南北朝時代 応安 3 年（1370）≫

所有者：宗教法人 上行寺 所在地：金沢区六浦二丁目 2 番 12 号

ヒノキの一枚板の表面に、日蓮が創唱した題目曼荼羅（だいもくまんだら）を刻む、いわゆる「板曼荼羅」「板本尊」である。中山法華経寺（千葉県市川市）三世日祐（1298～1374）の署名と応安 3 年（1370）の年紀も刻まれており、筆者や制作年も明確である。鎌倉の外港として都市的発展をとげた六浦の法華信徒の組織化を示すとともに、南北朝時代の六浦の在地社会の様相を伝える文化財として価値が高い。

4 鶴見川流域の廻り地蔵（無形民俗文化財）＜追加指定＞

保存団体：池辺町八所谷戸（はっしょやと）自治会

廻り地蔵とは、一体の地蔵を順次家から家へと送り、滞在中はその家のみでまつる民俗行事である。昨年度指定された「鶴見川流域の廻り地蔵」の 1 つである。急速に市街地化が進み、新しい住民が多数を占めるなかで、地域に古くから居住してきた家々の村落組織を基礎に行われている注目すべき民俗文化財である。

平成 26 年度 新登録地域文化財概要

☆登録地域文化財は「地域の方々が大切に守ってきたもので、地域の歴史を知る上で必要な文化財」と判断されたものです。

旗本能見松平家の墓所（地域史跡）

所有者：宗教法人 宝心寺 所在地：泉区和泉町 3 1 9 3 番地（宝心寺境内）

宝心寺は、慶安 4（1651）年に当時の鎌倉郡和泉村の領主である松平勝左衛門昌吉（まさよし）が浄土宗知恩院の末寺として再建した寺院である。松平勝左衛門昌吉は、三河国能見松平家の 6 代目で、宝心寺を開基した際に能見の観音寺から 5 代庄衛門昌利（まさとし）の墓を宝心寺に移した。以後、当地には 5 代（昌利）から 15 代（光哉：みつちか）までの歴代の当主とその妻の墓石など計 21 基（五輪塔を入れると 22 基）があり、「宝心寺の殿墓」と呼ばれている。

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 石田 英昭 Tel 045-671-3236